

2021年3月25日

No. 21-079

株式会社 伊予銀行

## 生前引出し機能付き遺言代用信託「まごころレター」の取扱い開始！

～老後の不安解消、ご相続の準備をお手伝い～

株式会社伊予銀行（頭取 三好 賢治）は、2021年4月1日より生前引出し機能付き遺言代用信託「まごころレター」の取扱いを開始しますので、下記のとおりお知らせいたします。

遺言代用信託とは、遺言の代わりに用いる信託を意味します。「まごころレター」は、ご契約者さまが当行に金銭を信託財産として預け、それをご家族の誰に遺すのかを決めておくことができる信託商品です。

一般的に、体力が衰えたり認知症になったりすると預金を自由に引出すことが難しくなりますが、「生前引出し特約」を付すことで、指定されたご家族が信託財産を引出して、医療費や介護施設の入居費の支払い等にあてることができます。また、「生前引出し特約」を付す場合、ご契約者さまがご家族に宛てて書いた手紙を当行がお預かりし、ご相続が発生した際にその手紙をご家族にお渡しすることで、ご契約者さまの想いをお伝えいたします。なお、このように、手紙をお預かりするサービスは全国で初めての取組みとなります。

当行は、今後も多様化するお客さまの課題を解決し、豊かな人生の実現をサポートしてまいります。

### 記

#### 生前引出し機能付き遺言代用信託「まごころレター」

取扱い開始	2021年4月1日（木）		
信託期間	5年以上50年以内		
申込金額	「生前引出し特約」ありの場合：500万円以上（1万円単位） 「生前引出し特約」なしの場合：300万円以上（1万円単位）		
コース/ 機能	以下の3つのコースの中から選択していただきます。		
	コース	機能	
	特約	契約者の生前	契約者のご相続発生後
	生前引出し特約 + みまもり特約	代理人 <sup>1</sup> が信託財産の一部を引き出して、契約者の医療費等の支払にあてることができる。 みまもり人 <sup>2</sup> が信託財産の異動状況を確認できる。	受取人 <sup>3</sup> が簡単な手続きで信託財産を受け取ることができる。
	生前引出し特約	代理人が信託財産の一部を引き出して、契約者の医療費等の支払にあてることができる。	同上
特約なし	-	同上	
	1 契約者の推定相続人から指定 2 契約者の3親等内の親族から指定 3 契約者の推定相続人、およびその直系卑属から指定		
手数料	コース：契約時に申込金額の2.2%（税込み）+みまもり特約手数料（年間3千円/1名） コース：契約時に申込金額の2.2%（税込み） コース：契約時に申込金額の1.1%（税込み）		

以上

## 生前引出し機能付き遺言代用信託

## まごころレター

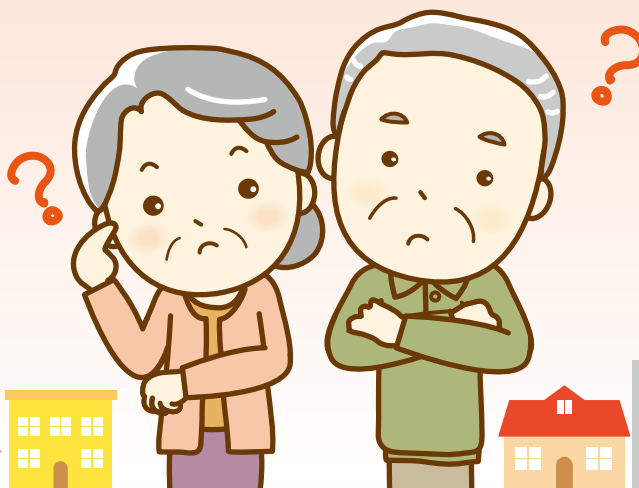
老後の安心に備えませんか？

こんなお悩みに

遺言を書くのは、  
気が引けるけど、  
あの子におかねを  
のこしてあげたい…

体が弱ったり  
認知症になったりしたときに、  
おかねが引き出せなく  
なるのが心配…

家族におかねの  
管理を任せたい…



## POINT 1



お客様の代わりに、指定されたご家族が、おかねを引き出すことができます。

引き出されたおかねは、ご家族(=代理人)の預金口座に入金し、お客様の医療費やまとまった生活費等の支払いにあてられます。



## POINT 2



お客様のご相続が発生したときに、誰に、どれくらいのおかねをのこすのか、決めておくことができます。

おかねを受け取る人(=受取人)は5人まで指定することができます。この場合、誰に、どれくらいの割合でのこすのかを指定していただけます。



## POINT 3



(お客様の希望に応じ)受取人さま宛の「お手紙」をお預かりし、お客様のご相続が発生したときに、受取人さまにお渡しすることができます。

おかねとともに、お客様の想いを受取人さまにお届けします。

※本サービスは「生前引出し特約」を付けた場合のみのオプションです。



## POINT 4



元本保証、かつ預金保険の対象なので、安心です。

信託財産に万が一損失が生じた場合でも当行が元本を保証します。また、預金保険の対象となりますので、安心してお任せいただけます。



「遺言代用信託」とは、遺言の代わりとして用いる信託のことを指します。お客様(委託者)は当行(受託者)に金銭を信託財産として預けるとともに、ご自身の相続が発生したときに誰にどのような割合で信託財産を分けるかを決めておき、その分配を当行に委託します。そして当行は、お客様のご相続が発生したときに、決められたとおりに信託財産を分配します。

また「生前引出し特約」を付けておけば、お客様がご家族のなかから指定した代理人が、お客様の代わりに信託財産の一部を引き出し、お客様の医療費やまとまった生活費の支払等にあてることができます。

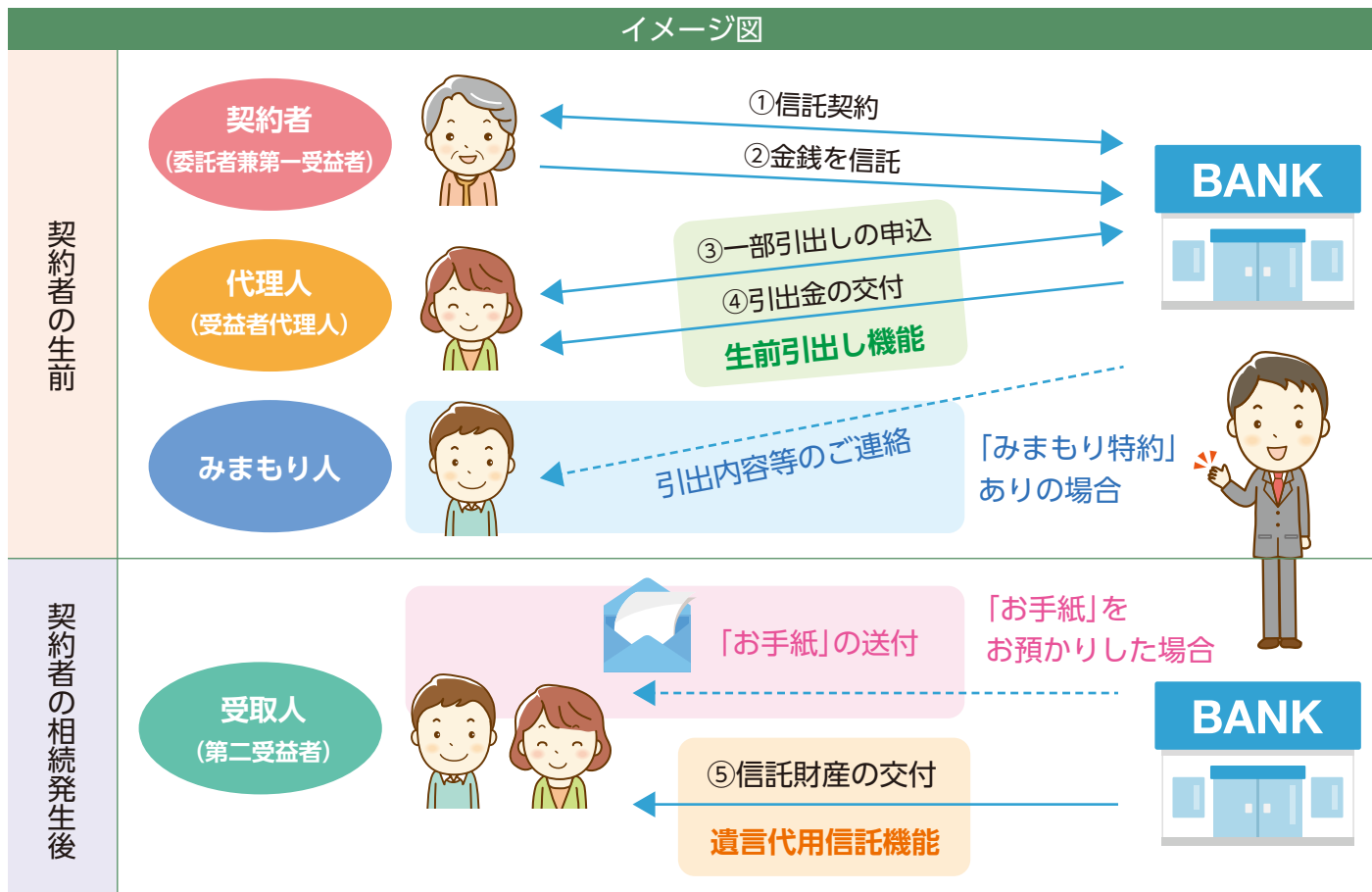
## 1. 「生前引出し特約」あり、「みまもり特約」ありのコース

- (1) 代理人に対し、お客さまのために信託財産の一部を引き出す権限を付与する(生前引出し特約)とともに、みまもり人が信託財産の異動状況を確認できるようにする(みまもり特約)コースです。
- (2) 一般的に、お客さまが認知症等になったときは預金を引き出すことはできませんが、生前引出し特約を付加しておけば、認知症や心身の衰えに備えることができます。また、みまもり人を付けることで安心して代理人に財産管理を任せることができます。
- (3) お客さまの相続が発生したときには、受取人が簡易な手続きで信託財産を受け取ることができます。
- (4) ご希望があれば、受取人あての「お手紙」を預かり、相続発生後にお渡しすることもできます。

## 2. 「生前引出し特約」あり、「みまもり特約」なしのコース

- (1) 代理人に対し、お客さまのために信託財産の一部を引き出す権限を付与する(生前引出し特約)コースです。
- (2) 一般的に、お客さまが認知症等になったときは預金を引き出すことはできませんが、生前引出し特約を付加しておけば、認知症や心身の衰えに備えることができます。
- (3) お客さまのご相続が発生したときには、受取人が簡易な手続きで信託財産を受け取ることができます。
- (4) ご希望があれば、受取人あての「お手紙」を預かり、相続発生後にお渡しすることもできます。

イメージ図



コース1.または2.を選択された場合、受取人宛の「お手紙」をお預かりすることができます

母親から娘への「お手紙」(例)

花子へ

あなたがこの手紙を読んでいるということは、私はもう亡くなってしまったということね。

お通夜やお葬式は慣れないことばかりで、気苦労も多かったと思います。ほんとうに、おつかれさまでした。

生前は家事や病院の付き添いだけでなく、銀行に信託したお金の管理まで、何から何まで助けてくれてありがとう。四年前にお父さんが天国に行っちゃって、私は一人暮らしになったけれど、あなたが毎日顔を出してくれるおかげで、寂しくなかったよ。これからはお父さんと一緒に空からあなたたちを見守ります。

この手紙とともに、伊予銀行から信託財産の受取りの案内が届いていると思います。あなたは私のためにたくさんの時間を使ってくれたから、行けなかった旅行にでも行ってゆっくり休んでください。今までほんとうにありがとう。

堀端 和子

父親から息子への「お手紙」(例)

太郎へ

いつも言っているとおり、私の墓はできるだけ簡素なものにしてください。

伊予銀行に遺言代用信託として〇〇〇万円を預けています。すぐに受け取れると思うので、葬儀の費用はその中から支払ってください。

私の財産について思いつくままに書いておきます。

預金は伊予銀行の堀端支店に普通預金があります。通帳とはんこは私の机の引き出しにしまっているの、すぐに見つかると思います。〇〇ネット銀行の〇〇支店にも口座がありますが、その口座は通帳がありませんのでコールセンターに問い合わせてみてください。家の権利証は伊予銀行堀端支店の貸金庫にありますので、銀行の人に相談して開けてもらうようにしてください。

最後になりますが、太郎と家族の健康と幸せを心から願っています。今までありがとう。

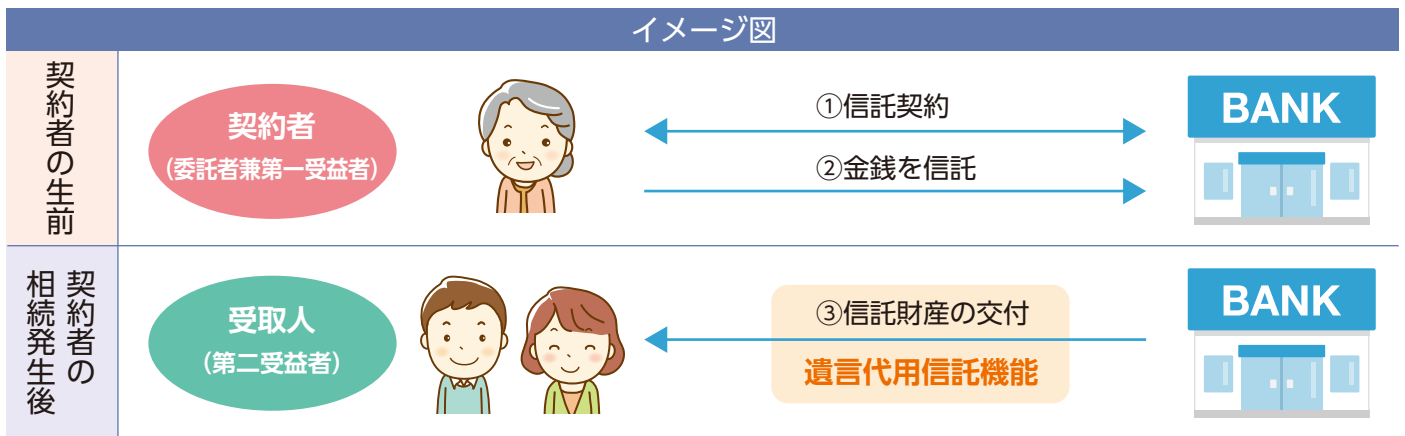
堀端 一郎



3. 「生前引出し特約」なし、「みまもり特約」なしのコース

お客さまのご相続が発生したときに、受取人が簡易な手続きで信託財産を受け取ることができます。

イメージ図



※本コースの場合、「お手紙」お預かりサービスを付加することはできません。





## 商品概要

詳しくは「商品概要説明書」をご確認ください。

<b>1. 信託期間</b>	(1) 信託契約日(申込日とは異なります)から信託期間満了日までです。 (2) 信託期間満了日は、信託契約日から5年以上50年以内(年単位)でお客さまにご指定いただいた期間を経過した日となります。 (3) お客さまの相続発生より前に信託期間満了日が到来したときは、本信託は終了し、信託財産はお客さまに返還されます(相続発生前に信託期間満了日が到来した場合、本商品の目的が達成できなくなってしまう可能性がありますので、できるだけ長い期間を設定することをお勧めします)。
<b>2. 信託財産の金額(申込金額)、追加信託の金額</b>	(1) 信託財産の金額(申込金額) 「生前引出し特約」を設定する場合:500万円以上(1万円単位) 「生前引出し特約」を設定しない場合:300万円以上(1万円単位) (2) 追加信託の金額:50万円以上(1万円単位) ※申込金額と追加信託の金額をあわせて金融資産の総額の1/2以下とすることをお勧めします。
<b>3. 代理人 (生前引出し特約を付加する場合のみ)</b>	(1) お客さまの推定相続人(相続が開始した場合に相続人になる方)からお1人を選任していただきます。 (2) 申込書には、代理人にも自署、押印していただく必要があります。 (3) 代理人は、お客さまから付与された代理権に基づき、当行に対し信託財産の一部解約、引出しを請求することができます。請求の際には、資金用途を確認することができる請求書や領収書等を提示していただく必要があります。 (4) 解約、引出しの金額は、10万円以上1万円単位とします。 (5) 引出し金は、契約時に指定された代理人名義の口座に、請求から1週間後をめどに入金します。 (6) 入金された金銭は、お客さまの医療費やまとまった生活費等の支払にあてられます。代理人その他の第三者に贈与されるものではありません。
<b>4. 受取人</b>	(1) お客さまの推定相続人、またはその直系卑属(子、孫等)から指定していただけます。 (2) 受取人は複数(5人まで)指定していただくことができます。その場合、受取人毎の受取割合を指定していただけます。 (3) 受取人は、信託財産を受取るために、受取口座を保有していることが必要です。当行に普通預金口座を保有していないときは、申込時まで開設していただく必要があります。 (4) 受取人となる方に対しては、お客さま自身から事前にご説明していただけますようお願いいたします。
<b>5. みまもり人 (生前引出し特約を付加する場合のみ)</b>	(1) お客さまの3親等内の親族から指定していただけます。代理人が生前引出しを行った場合などに、信託財産の異動状況をみまもり人に郵便でお知らせします。 (2) みまもり人は複数(3人まで)指定していただくことができます。 (3) 毎年3月末時点におけるみまもり人の人数に応じて、みまもり特約手数料(みまもり人1人あたり3,300円(税込み))をいただきます。みまもり特約手数料はお客さまの預金決済口座から引落しさせていただきます。 (4) みまもり人に就任される方に対しては、お客さま自身から事前にご説明し、了解を得ていただけますようお願いいたします。
<b>6. 契約手数料、 信託報酬</b>	(1) 「生前引出し特約」を付けるときは信託金額(追加信託を含む)に対して2.2%(税込み)、付けないときは1.1%(税込み)の手数料をいただきます。手数料は信託契約日に信託元本とともにお客さまの預金決済口座から引落します。 (2) 信託財産運用によって得られた運用収益の中から、お客さまへの配当金等を差し引いた金額を信託報酬として当行がいただきます(年0.001~8.0%の範囲内)。

### <ご注意いただきたい事項>

- 本商品は預金ではありません。
- 配当率は大口定期預金(5年)の利率としますが、金融情勢等を勘案のうえ変更することがあります。
- 申込書には、受取人の住所、電話番号、氏名、受取口座情報(取引店・口座番号)、およびみまもり人の住所、電話番号、氏名を記入していただく必要がありますので、お申込みに際しては事前に確認していただけますようお願いいたします。それらの情報を当行からお客さまに開示することはできません。